

建築主事の所管区域及び業務区分の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により建築主事の所管する区域及び業務区分を次のように指定する。

- 1 建築主事の所管する区域及び業務区分は、次の表のとおりとする。

所管建築主事	所管する区域	業務区分
土木建築部建築指導課建築主事	県下全域 （那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市及びうるま市を除く。）	(1) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で5階以上又は地下2階以下の階を有するものに係る同項（法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認 (2) (1)に定める建築物に係る法第18条第3項（法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による審査 (3) (1)に定める建築物に係る法第7条第4項又は第18条第17項の規定による検査、法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による検査、法第7条の6第1項第2号又は第18条第24項第2号の規定による認定及び法第12条第5項の報告の請求
土木事務所建築主事	各土木事務所の所管区域 （那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市及びうるま市を除く。）	(1) 上欄(1)に定める建築物以外の建築物に係る法第6条第1項（法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認 (2) (1)に定める建築物に係る法第18条第3項（法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による審査 (3) (1)に定める建築物に係る法第7条第4項又は第18条第17項の規定による検査、法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による検査、法第7条の6第1項第2号又は第18条第24項第2号の規定による認定及び法第12条第5項の報告の請求

- 2 土木建築部建築指導課建築主事は、土木事務所建築主事が出張、休暇、疾病等により業務の遂行ができないときは、その業務を代行することができる。
- 3 土木事務所建築主事は、土木建築部建築指導課建築主事が出張、休暇、疾病等により業務の遂行ができないときは、その業務を代行することができる。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

